

介護職員等特定処遇改善計画について（障害サービス含む）

医療法人社団恵正会は、2023 年度においても介護職員等特定処遇改善加算を取得し、職員の更なる処遇改善に取り組んでいます。

- 加算算定開始日 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月
- 賃金改善実施日 令和 5 年 6 月～令和 6 年 5 月

1. 介護職員等特定処遇改善加算

（1） 基本的考え方

「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所（障害福祉サービス事業者）における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1 千億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされ、2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定（障害福祉サービス等報酬改定）において対応することとして創設された。

（2） 配分方法

経験・技能のある介護福祉人材のうち 1 人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均 8 万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であるように配分します。（現に賃金が年額 440 万円以上の者がいる場合にはこの限りでなく、当該要件は満たしているものとする。）

※報酬額配分の詳細は、特定処遇改善加算（福祉・介護職員等特定処遇改善加算）の報酬額配分基準に基づき決定する

2. 職場環境等要件について

（1） 入職促進に向けた取組

- 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

（2） 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅

職員に対するマネジメント研修の受講支援等

- 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

(3) 両立支援・多様な働き方の推進

- 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正社員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

(4) 腰痛を含む心身の健康管理

- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の取得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

(5) 生産性向上のための業務改善の取組

- タブレット端末インカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務提供）等による役割分担の明確化
- 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

(6) やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

3. 各事業所の算定状況

令和5年4月以降

事業所の名称	サービス名	介護福祉士配置等要件	特定加算
にのみやシニア・フィットネス	通所介護 1 日型デイサービス 短時間型デイサービス	サービス提供体制強化加算Ⅲ (介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が40%以上であること)	Ⅱ (1.0%)
にのみやデイサービスセンター・アネックス	通所介護 1 日型デイサービス	サービス提供体制強化加算Ⅲ (介護職員のうち、勤続7年以上の者が30%以上であること)	Ⅱ (1.0%)
通所介護事業所みた	通所介護 1 日型デイサービス	サービス提供体制強化加算Ⅲ (介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が40%以上であること)	Ⅱ (1.0%)
二宮内科デイケアなごみ	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算Ⅱ (介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上であること)	Ⅰ (2.0%)
中岡内科デイケアそよかぜ	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算Ⅰ (介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること)	Ⅰ (2.0%)
にのみや訪問介護事業所	訪問介護 訪問介護サービス	特定事業所加算Ⅰ	Ⅰ (6.3%)
看護小規模多機能ホームやすらぎ	看護小規模多機能型 居宅介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ (介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上であること)	Ⅰ (1.5%)
にのみや訪問介護事業所 (障害福祉サービス)	居宅介護	特定事業所加算Ⅱ	Ⅰ (7.4%)